

第1章

総 則

第1 趣旨

行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とした行政手続法が、平成5年11月12日に公布され、平成6年10月1日から施行された。

この行政手続法の目的主旨にのっとり、消防法に規定する危険物に係る許認可事務において、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分までに要する標準的な期間（標準処理期間）を定め公表するものとする。

第2 凡例

1 法令名等の略称

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (3) 「規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (4) 「告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- (5) 「四危則」とは、四日市市危険物規制規則（昭和48年四日市市規則第39号）をいう。
- (6) 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (7) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (8) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (9) 「石災法」とは、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
- (10) 「高保法」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）をいう。
- (11) 「労安法」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をいう。
- (12) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。

2 行政指導部分

この基準には、行政指導及び運用解釈に該当するものも含まれており、当該部分には、注意書（*）を付した。

3 S I 単位について（H11.9.24消防危第86号通知）

S I 単位については、計量法（平成4年法律第51号）の改正により、平成11年10月1日から施行されたところであるが、施行日前の既発の通知については、下記の表に従い、S I 単位に読み替えるものとする。この場合において、換算は下記の表の「換算」欄に示すとおりに行うものとし、換算後の数値は四捨五入を行うことにより、換算前の数値の有効数字の桁数とする。その他、JISに規定する材質等の読み替え等については、平成11年9月24日付け消防危第86号による。

	従来単位	S I 単位	換算
力	kgf	N	1kgf=10N
モーメント	kgf・m	N・m	1kgf・m=10N・m
圧力	mmAq kgf/cm ²	Pa	1mmAq=0.01kPa 1kgf/cm ² =0.1MPa
応力	kgf/cm ²	N/mm ²	1kgf/cm ² =0.1N/mm ²
熱量	cal	J	1cal=4.2J
時間	sec	s	読み替えのみ

第3 用語

1 一般用語

- (1) 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- (2) 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- (3) 「架構」とは、工作物のうち建築物に準ずる形態を有するものをいう。（*）
- (4) 「20号タンク」とは、政令第9条第1項第20号（同令第19条準用）に規定する危険物を取り扱うタンクをいう。
- (5) 「屋外20号タンク」とは、製造所、一般取扱所の建築物の外にあるもので、独立した場所（タンクヤード等）に設置された政令第9条第1項第20号イに規定する危険物を取り扱うタンクをいう。（*）
- (6) 「KHK」とは、法第11条の3に規定する危険物保安技術協会をいう。

2 屋外タンク貯蔵所関係用語

- (1) 「特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンク」とは、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和52年2月1日政令第10号。以下「52年政令」という。）の施行（昭和52年2月15日）の際、現に法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされている特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が政令第11条第1項第3号の2及び第4号に定める技術上の基準に適合しないものをいう。
- (2) 「特定屋外タンク貯蔵所の新法タンク」とは、52年政令の施行（昭和52年2月15日）後、法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可の申請がされた特定屋外タンク貯蔵所をいう。
- (3) 「特定屋外タンク貯蔵所の現行基準」とは、52年政令改正後の新令第11条第1項第3号の2及び第4号に定める技術上の基準をいう。
- (4) 「特定屋外タンク貯蔵所の旧基準」とは、特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンクのうち、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成6年7月1日政令第214号。以下「214号改正政令」という。）の施行（平成7年1月1日）の際、現にその構造及び設備が新52年政令附則第3項各号に掲げる基準に適合しないものをいう。
- (5) 「特定屋外タンク貯蔵所の新基準」とは、214号改正政令の施行（平成7年1月1日）後の新52年政令附則第3項第1号及び第2号に掲げる基準（平成6年9月1日自治省令第30号附則第5条から第8条）をいう。
- (6) 「特定屋外タンク貯蔵所の第1段階基準」とは、特定屋外タンク貯蔵所の現行基準に準ずる基準で、214号改正政令の施行（平成7年1月1日）後の新52年政令附則第3項第1号に掲げる基準（平成6年9月1日自治省令第30号附則第9条）をいう。
- (7) 「特定屋外タンク貯蔵所の第2段階基準」とは、特定屋外タンク貯蔵所の新基準と同じ基準（保安検査の時期を決定するためのランク呼称）をいう。
- (8) 「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」とは、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年1月13日政令第3号。以下「11年政令」という。）の施行（平成11年4月1日）の際、現に法第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がされている準特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が11年政令第11条第1項第3号の3及び第4号に定める技術上の基準に適合しないものをいう。
- (9) 「準特定屋外タンク貯蔵所の新基準」とは、11年政令第11条第1項第3号の3及び第4号に定める技術上の基準をいう。
- (10) 「準特定屋外タンク貯蔵所の新法タンク」とは、11年政令の施行（平成11年4月1日）後、法11条第1項前段の規定による設置に係る許可の申請がされた準特定屋外タンク貯蔵所をいう。
- (11) 「特定以外の屋外貯蔵タンク」とは、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクをいう。